

## 村山市企業立地補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、企業の立地及び設備投資を促進し、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、事業者が市内において工場等を新設、移設又は増設を行う場合において、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 次に掲げる日本標準産業分類で定める産業又は事業を営む法人又は個人をいう。

- ① 製造業
- ② 建設業
- ③ 運輸業
- ④ 卸売業、小売業
- ⑤ 宿泊業
- ⑥ 他に分類されない教育、学習支援業
- ⑦ コールセンター業
- ⑧ 植物工場事業
- ⑨ 再生可能エネルギー発電事業

(2) 工場等 事業を営むために必要な土地、建物及び償却資産をいい、事務所、従業員駐車場、福利厚生施設等の関連施設等を含むものとする。

(3) 新設 市内に工場等を有しないものが、市内に新たに用地を取得し、工場等を設置することをいう。

(4) 移設 市内に工場等を有するものが、既設の工場等を廃止し、市内の新たな場所に工場等を設置することをいう。

(5) 増設 市内の工場等を有するものが、既設の用地又は新たな用地に工場等を設置することをいう。（工場等の更新を含む。）

(6) 投下固定資産 工場等を新設、移設又は増設するために取得する固定資産をいう。

(7) 常時雇用者 第2号に規定する工場等に就業する者で、パート雇、日雇、季節雇などの臨時雇用者及び非常勤の取締役、監査役などの役員以外の従業員をいう。

### (補助金の内容)

第3条 補助金の種類、要件及び交付内容は別表の定めるところによる。

### (補助事業の認定申請)

第4条 補助事業の認定を受けようとする事業者は、工場等の新設、移設又は増設が完了した日の属する年の翌年の3月末日までに補助事業認定申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (補助事業の認定)

第5条 市長は、前条の申請書の内容を審査し適当と認めたときは、補助事業認定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 前条の規定により認定を受けた事業者は、操業補助金については投下固定資産に対して固

定資産税及び都市計画税が賦課された年の翌年の1月末日までに、雇用補助金については対象となる常時雇用者の雇用期間が1年を経過した日の属する年の翌年の1月末日までに、水道料補助金については、操業開始日の属する月から1年を経過した日の属する年の翌年の1月末日までに、補助金交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の申請書の内容を審査し補助金の額を確定したときは、補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知し、申請者の請求により補助金を交付するものとする。

（事業の承継）

第8条 譲渡、相続その他経営主体の組織変更等により事業者に変更を生じた場合は、その事業の承継人に対して引き続き事業を認定し、補助金を交付するものとする。

（事業の認定の取消等）

第9条 市長は、事業の認定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 市税の滞納があったとき。
- (3) 不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めたとき。

（委任）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年1月1日以後に完了した工場等の新設、移設又は増設から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 類	要 件	交 付 内 容
操業補助金	常時雇用者が3人以上の事業者（常時雇用としないことを通例としている産業又は事業を除く）であり、かつ、投下固定資産の取得価格の合計額が2,700万円以上の工場等の新設、移設又は増設を行った場合 ただし、他の公的機関から右記と同じ内容の補助を受ける場合は対象外とし、法令に基づき課税が減免されるものは減免後の課税額相当額とする。	投下固定資産に係る固定資産税額及び都市計画税相当額を当初課税年から3年間交付（3年合計で5,000万円を上限とする。） ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り捨て
雇用補助金	上記事業所が、工場等の新設、移設又は増設が完了した日の3月前から完了した日の1年後までの間に市内居住者を常時雇用者として新たに雇用し、当該雇用者を1年以上継続して雇用した場合	1人につき10万円を交付
水道料補助金	水道使用量が月平均1,000m <sup>3</sup> 以上であり、水道料金に滞納がない場合	交付額は、使用水道料金の2分の1相当額とし、単年度当たり500万円を上限とする。 交付期間は、操業開始日の属する月から3年間とする。